

# 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業

## 入札説明書

平成21年8月7日

千葉県水道局

—目次—

はじめに.....	1
第1章 事業概要.....	2
1 事業内容に関する事項.....	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 事業の目的.....	2
(3) 事業に関係する主な法令等.....	2
(4) 事業場所及び立地条件.....	3
(5) 事業の内容.....	3
2 事業日程（予定）.....	6
第2章 事業者の募集及び選定.....	8
1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）.....	8
2 入札に参加する者に必要な資格.....	9
(1) 基本的要件.....	9
(2) 参加資格要件.....	9
(3) 名簿への登載手続.....	15
3 事業者の募集手続等.....	15
(1) 入札説明書等に関する事項.....	15
(2) 入札参加資格の確認.....	19
(3) 入札方法等.....	21
(4) 開札.....	25
(5) 落札者決定・公表.....	25
(6) 基本協定の締結.....	25
(7) 事業契約締結.....	26
4 落札者の決定方法等.....	26
(1) 委員会.....	26
(2) 落札者の決定及び公表.....	26
5 契約に関する基本的な考え方.....	26
(1) 基本協定の締結.....	26
(2) 特別目的会社の設立等.....	27
(3) 事業契約の締結.....	27
第3章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	29
第4章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	30

1	法制上、税制上の措置に関する事項 .....	30
2	財政上、金融上の支援に関する事項 .....	30
第5章	その他事業の実施に関し必要な事項 .....	31
1	生活環境影響調査 .....	31
2	県水道局と金融機関との協議 .....	31
3	入札説明書に関する問い合わせ先 .....	31

## はじめに

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業入札説明書（以下「入札説明書」という）は、千葉県水道局（以下「県水道局」という。）が、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として特定事業の選定を行った北総浄水場排水処理施設設備更新等事業（以下「本件事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するために、平成21年8月7日付け千葉県報により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

当該入札に係る調達は、1994年4月1日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

入札説明書に添付されている、北総浄水場排水処理施設設備更新等事業の業務要求水準書（以下「業務要求水準書」という。）、事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、落札者選定基準（以下「落札者選定基準」という。）、及び様式集及び記述要領（以下「様式集」という。）は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

## 第1章 事業概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

北総浄水場排水処理施設設備更新等事業

#### (2) 事業の目的

県水道局は、「より良質なおいしい水をいつでも安心して利用できる水道を目指す」、「現行料金を維持できるよう経営基盤強化を目指す」、「お客様に一層信頼される水道を目指す」、「地震等の非常時にも強い水道を目指す」ことを基本目標としており、この目標実現のため「安定給水の確保」、「安全で良質な水の供給」、「環境保全対策の推進」、「効率的な経営の推進」等の主要施策の推進に全力をあげて取り組んでいる。

北総浄水場は126,700m<sup>3</sup>/dの給水能力（計画浄水量133,000m<sup>3</sup>/d）を有する浄水場であり、千葉ニュータウン、成田ニュータウン及び成田国際空港への給水を目的として昭和50年6月に給水を開始したが、既に30年以上を経過し、安定給水のためには、設備の計画的な更新が必要とされている。

これより、本件事業の実施にあたっては、脱水機棟、調整槽・濃縮槽等の既存コンクリート建築物・構築物を有効利用しつつ、浄水施設を停止することなしに、排水処理施設の設備を全面的に更新するとともに、排水処理施設の維持管理・運営を実施するものである。

#### (3) 事業に関係する主な法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号以下「基本方針」という。）のほか、次に掲げる関連の各種法令等を遵守すること。

ア 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

イ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

ウ 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和45年12月25日法律第137号）

オ 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）

カ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

キ 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

- ク 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
  - ケ 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
  - コ 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
  - サ 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
  - シ 千葉県環境基本条例（平成7年3月10日条例第2号）
  - ス 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例  
（平成14年3月26日条例第3号）
  - セ 本埜村公害防止条例（昭和60年3月8日 条例第4号）
  - ソ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
  - タ その他本業務に関連する法令
- なお本件事業の遂行に必要な許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

#### （4） 事業場所及び立地条件

##### ア 施設の立地条件

###### （ア） 事業用地

千葉県印旛郡本埜村竜腹寺向原296（北総浄水場内）

###### （イ） 敷地面積

本件排水処理施設の敷地面積 約 6,000 m<sup>2</sup>

###### （ウ） 地域地区等（建設用地）

第1種住居地域

##### イ 土地の取得等に関する事項

本件事業用地の東側に隣接する道路用地の一部は現在、千葉県企業庁の所有であるが、本件事業開始までに県水道局の所有となる予定である。

浄水場の敷地は県水道局の所有地であるが、事業者は工事期間中、本件事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。なお、浄水場内の未利用地については工事期間中、資材置場として使用することも可能である。

#### （5） 事業の内容

##### ア 事業方式

本件事業は、事業者が対象となる施設等を更新後、施設を県水道局に引き渡

し、その後事業者が維持管理・運営期間（20年間）を通じて、施設の維持管理・運営を行うBTO方式（Build-Transfer-Operate）とする。

#### イ 事業期間

本件事業の事業期間は、本契約締結日から平成43年3月31日までの期間までとする。詳細は、2の事業日程（予定）を参照すること。

#### ウ PFI事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりである。なお、詳細については、事業契約書（案）及び業務要求水準書を参照すること。

##### （ア）設計及び更新等業務

- a 排水処理施設に係る設備更新等
  - (a) 既存コンクリート建築物・構築物の有効利用
  - (b) 排水処理施設に係る設備の更新
  - (c) 管路の更新
- b 維持管理・運営に不要な設備の撤去
- c 進入道路の整備や必要な外構の整備
- d 設備の新設、脱水機棟の改良
- e 施設の設計

##### （イ）排水処理施設の維持管理・運営業務

- a 排水処理施設全体の維持管理業務
- b 排水処理施設全体の運営業務（排水処理業務）

##### （ウ）脱水ケーキの再生利用業務

- a 脱水ケーキ搬出業務
- b 脱水ケーキ再生利用業務
- c 脱水ケーキ管理業務（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく保管業務）

##### （エ）上澄水の返送業務

#### エ 業務の要求水準

業務要求水準書によるものとする。

#### オ 事業者の収入

本件事業における事業者の収入は、上記ウの各業務において事業者が県水道局に提供したサービスに対する対価として県水道局が事業者を支払うサービス

購入料である。なお、発生土を有価利用した場合の収入は事業者の収入とする。

サービス購入料の概要は、次のとおりとし、詳細については、事業契約書(案)別紙9「サービス購入料について」及び別紙10「サービス購入料の改定について」を参照すること。

(ア) 排水処理施設に係る設備更新等業務に関する対価

- a 排水処理施設に係る設備及び管路等の更新工事費
- b 設備の新設工事、脱水機棟の改良工事費
- c 維持管理・運営に不要な設備の撤去工事費
- d 施設更新工事に係る投資と認められる費用
- e 金利相当分

(イ) 排水処理施設の維持管理・運營業務に関する対価

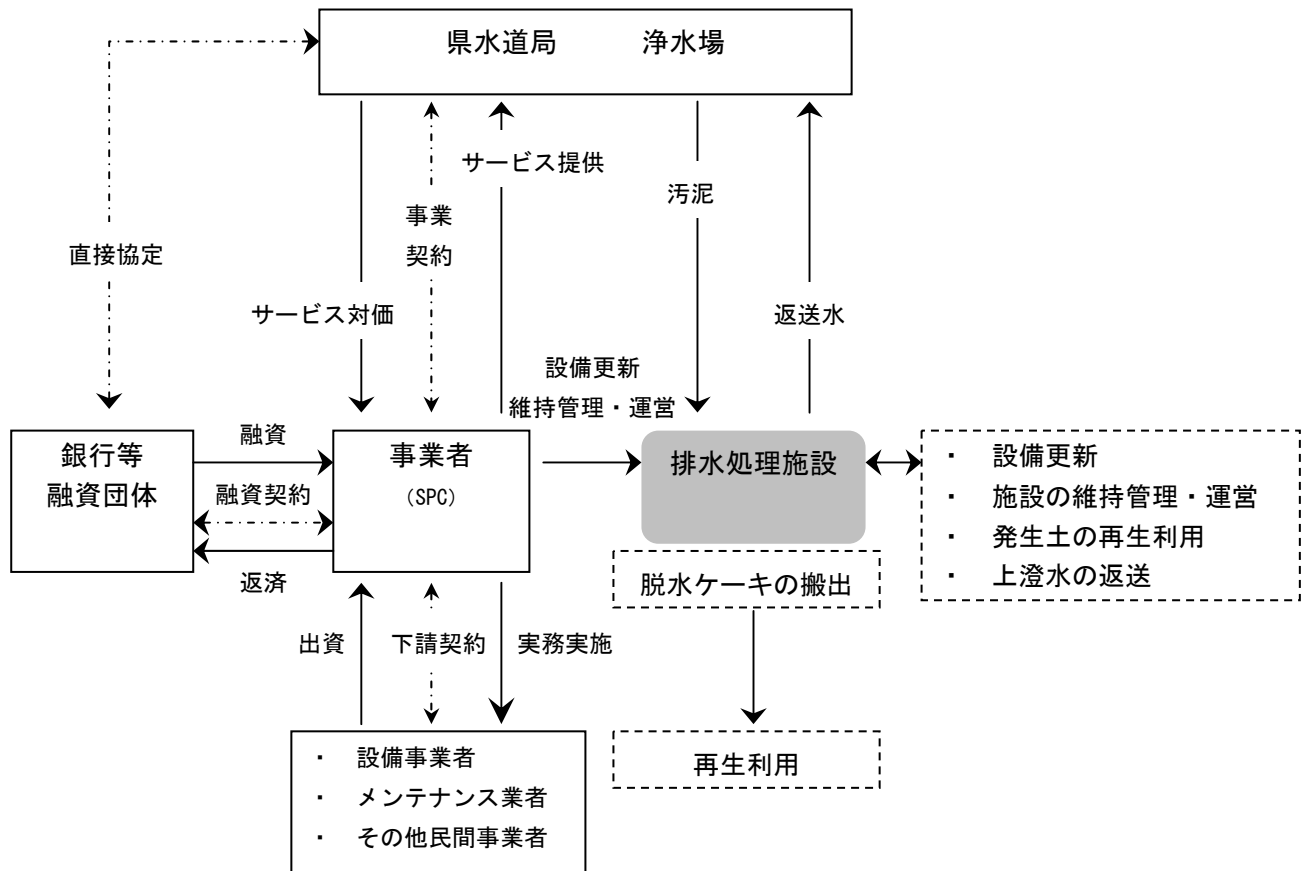
- a 維持管理費
- b 運営費（発生土の有効利用業務費を除く）

(ウ) 脱水ケーキの再生利用業務に関する対価

- a 搬出・運搬費
- b 再生利用費
- c 管理費



【想定事業スキーム図】



2 事業日程（予定）

本件事業の事業期間は約 21 年とし、その概要は次のとおりである。なお、詳細については事業契約書（案）別紙 1 「事業日程」を参照すること。

ア 事業契約の締結

- (ア) 基本協定締結 平成 21 年 12 月
- (イ) 事業契約締結 平成 22 年 3 月
- (ウ) 金融機関と県水道局との直接協定締結（必要な場合）  
平成 22 年度前半

イ 事業期間

- (ア) 受電設備の整備、維持管理・運営開始に必要な設備の更新及び既存設備の撤去

平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月 31 日

なお、平成 22 年 4 月から 12 月までは既設脱水機を 2 台運転可能な状態とすること。

(イ) 上記 (ア) の期間に更新・整備等を行う部分を除く設備の更新及び既存設備の撤去

平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月 31 日

(ウ) 維持管理運営

平成 23 年 4 月～平成 43 年 3 月 31 日

## 第2章 事業者の募集及び選定

本件事業の落札者の選定は、価格のほかに安定的な事業運営に関する事項や環境への配慮に関する事項などを総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）によって行う。

なお、本件事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### 1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業の募集・選定スケジュールについては、次のとおりとする。

ア 入札公告	平成21年8月7日(金)
イ 入札説明書等の閲覧	8月7日(金)～9月16日(水)
ウ 入札説明会及び現況調査の申込み	8月10日(月)～14日(金)
エ 入札説明会・現況調査	8月24日(月)
オ 汚泥提供	8月25日(火)
カ 質問の受付	8月7日(金)～8月27日(木)
キ 質問に対する回答	
(参加表明及び資格確認に関すること)	9月9日(水)
(参加表明及び資格確認に関すること以外)	9月11日(金)
ク 参加表明書、一般競争入札参加資格確認申請書の受付	
	9月14日(月)～9月16日(水)
ケ 資格確認結果の通知	10月1日(木)
コ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明の受付	
	10月1日(木)～13日(火)
サ 理由説明の回答	10月5日(月)～15日(木)
シ 入札書類の受付・開札	11月5日(木)
以下のスケジュールは予定です。	
ス 審査結果の公表	12月下旬
セ 基本協定締結	12月下旬
ソ 事業契約締結	平成22年3月下旬
(金融機関との直接協定締結)	平成22年6月頃(締結が必要な場合)

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### (1) 基本的要件

ア 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という）又は複数の企業等で構成するグループ（以下「応募グループ」という）とする。

なお、応募グループにあつては、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という）を定めることとし、当該代表企業が入札手続を行うものとする。

イ 入札参加者は、参加表明書及び一般競争入札参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、応募企業又は構成員（事業開始後に事業者から業務を受託し又は請け負うことを予定している者で、事業者に出資する者をいう。以下同じ）及び協力企業（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から直接間接を問わず本件事業の業務を受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の名称及び携わる業務等を明らかにすること。

なお、代表企業、構成員又は協力企業のうちのいずれかが、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。ただし、各業務を行う者の参加資格要件を満たしていない場合を除く。

また、各業務は、業務範囲を明確にした上で代表企業、構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

ウ 参加表明書等を提出した後は、応募企業及び代表企業、構成員、協力企業の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県水道局と協議を行い、県水道局が承諾した場合に限り、構成員及び協力企業の変更及び追加を認める。ただし、この場合であっても応募企業及び代表企業の変更は認めないこととする。また、協力企業であっても、設計業務を担当する者については変更を認めないこととする。

エ 応募企業、代表企業及び構成員は、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業になることはできない。ただし、維持管理・運營業務のうち、発生土再生利用業務については、この限りでない。

### (2) 参加資格要件

ア 応募企業、代表企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しない者であること。

(イ) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(ウ) この公告の日から開札の日までの間に千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止を受けている日が含まれないこと。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

(オ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

(カ) 参加表明書等の提出期限日から過去1年間に係る法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(キ) 本件事業のアドバイザー業務に関与した、みずほ総合研究所株式会社（東京都千代田区）、西村あさひ法律事務所（東京都港区）若しくは日本上下水道設計株式会社（東京都品川区）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある次の各号に掲げる者でないこと。

a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者

b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者

c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

(ク) 千葉県水道局北総浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会の委員本人、委員が所属する企業及びその関連会社でないこと。

#### イ 応募企業及び代表企業の参加資格要件

(ア) 応募企業は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名

簿」という。)及び物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。

(イ) 代表企業は、物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。

#### ウ 各業務を行う者の参加資格要件

##### (ア) 排水処理施設に関わる設備更新等業務

設備等更新業務を実際に担当する者(応募グループの構成員であるか協力企業であるかを問わない。)のうち、次のaからfの区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない。

##### a 設計を担当する者

(a) 資格者名簿に登載されている者。

(b) 技術士(設計内容に対応した部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。

(c) 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあっては、一級建築士事務所の登録を行なっている者。

※ 設計を担当する者が複数である場合は、全体で上記(a)(b)(c)の全ての要件を満たしていること。なお、この場合には設計業務全体を取りまとめる責任者を明記すること。

##### b 工事監理を担当する者

(a) 資格者名簿に登載されている者。

(b) 技術士(各種工事のうちいずれかの部門又は、上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。

(c) 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者でないこと。

(d) 設備等更新業務のうち各種工事を担当する者の親会社または子会社でないこと。

(e) 各種工事のうちいずれかに関連する監理技術者資格者証を有する者又は各種工事のうちいずれかに関連する一級工事施工監理技師を設備等更新業務の期間を通じ専任で一名配置し、工事監理業務全体を取りまとめる

責任者となれる者。

- (f) 建築工事を伴う場合に、設計内容が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築等に関する申請及び確認を要する場合にあっては、一級建築士事務所の登録を行なっている者。

※ 工事監理を担当する者が複数である場合には、工事監理業務全体を取りまとめる責任者（上記(e)相当の職務を行う者）を明記すること。

c 電気工事を担当する者

- (a) 資格者名簿に登載されている者のうち、電気工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (b) 資格者名簿に登載され、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値通知書（審査基準日が平成20年4月1日以降のものに限る。）における電気工事の総合評定値が1,200点以上の者。
- (c) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）及び監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を専任で配置できる者。
- (d) 過去10年間に、同種工事（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用高圧電気設備を製作し据付調整する工事）を元請として施工したことがある者。
- (e) 財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互に認証している認定機関が行うISO9001の認証を取得している者。

※ 電気工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

d 機械工事を担当する者

- (a) 資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (b) 資格者名簿に登載され、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値通知書（審査基準日が平成20年4月1日以降のものに限る。）における機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上の者。

- (c) 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した技術者を配置できる者。
- (d) 過去10年間に、同種工事（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場用機械設備の設置又は更新工事）を元請として施工した実績がある者。
- (e) J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関が行うISO9001の認証を取得している者。

※ 機械工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

e 土木工事を担当する者

- (a) 資格者名簿に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (b) 資格者名簿における土木一式の格付がA等級である者。
- (c) 一級土木施工管理技師又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有し、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者を専任で配置できる者。
- (d) 過去10年間に、本工事と同種工事（国、地方公共団体または建設業法施工令第27条の2で規定する法人等の発注するコンクリート構造物の築造工事及び口径350mm以上の配管の布設工事）を元請けとして施工した実績がある者。
- (e) J A B又はJ A Bと相互に認証している認定機関が行うISO9001の認証を取得している者。

※ 土木工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

f 建築工事を担当する者

- (a) 資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者。
- (b) 資格者名簿における建築一式の格付がA等級である者。
- (c) 建築一式工事において、建設業法第26条の規定による監理技術者でdに掲げる工事の監理実績がある者を専任で配置できる者。
- (d) 過去10年間に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄



骨造で、1棟延べ面積1,000㎡以上の建築物の改修又は新築・増築に係る建築一式工事を元請で施工した実績がある者。

- (e) J A B又はJ A Bと相互に認証している認定機関が行うI S O 9001の認証を取得している者。

※ 建築一式工事を担当する者が複数である場合は、そのうちの1者がすべての要件を満たせばよいものとする。

(イ) 排水処理業務

排水処理業務のうち、脱水ケーキの搬出・再生利用を実際に担当する者（応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。）は、次のaからbの区分に応じ、それぞれの要件を満たしていなければならない

a 脱水ケーキの搬出を担当する者

- (a) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による産業廃棄物の収集及び運搬業の許可を受けている者であること。

b 脱水ケーキの再生利用を担当する者

- (a) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による産業廃棄物の処分業の許可を受けている者で、浄水場から発生する汚泥を再生利用できる施設を有している者であること。

(ウ) 排水処理施設全体の維持管理・運營業務に係る要件

排水処理施設全体の維持管理・運營業務のうち、運転管理を実際に担当する者（応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。）は、次の要件を満たしていなければならない。

- a 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- b 過去10年間に、同種の業務（上下水道・工業用水道の日量3万立方メートル以上の浄水場又は処理場の運転管理業務委託）を受託した実績がある者。

- c 同種の業務において1年以上の従事経験を有する者を、常勤者に換算して1名以上配置できる者。

### (3) 名簿への登載手続

千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿又は物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていない企業が入札に参加する場合は、次により当該名簿への登載の手続を行い、参加表明書等を提出する時まで当該名簿に登載されていなければならない。

#### ア 千葉県建設工事等入札参加業者資格審査に関する事項の照会先

(郵便番号) 260-8667  
(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号  
(機関名) 千葉県県土整備部 建設・不動産課 建設業・契約室  
(電話番号) 043-223-3113  
(FAX) 043-225-4012

#### イ 物品等入札参加資格審査に関する事項の照会先

(郵便番号) 260-8667  
(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号  
(機関名) 千葉県総務部 管財課 管理調整室  
(電話番号) 043-223-2211  
(FAX) 043-225-8266

## 3 事業者の募集手続等

### (1) 入札説明書等に関する事項

#### ア 入札公告

入札公告は平成21年8月7日とし、県報及び県水道局ホームページにおいて公表する。入札説明書等については、県水道局ホームページにおいて公表する。

ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>

#### イ 入札説明書等の閲覧

##### (ア) 閲覧期間

平成21年8月7日（金）～平成21年9月16日（水）

ただし、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(イ) 閲覧時間

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(ウ) 閲覧場所

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5丁目417番24

電話(043)211-8635(直通)

なお、原則として入札説明書等の配布はしないので、必要に応じて県水道局のホームページからダウンロードすること。また、閲覧に供する資料は、県水道局ホームページに登載するものと同様である。

ウ 入札説明会

(ア) 日時

平成21年8月24日(月)午前10時

(イ) 場所

千葉県水道局北総浄水場2階会議室(印旛郡本埜村竜腹寺向原296)

(ウ) 申込期日

平成21年8月10日(月)～14日(金)午後5時まで

(エ) 申込方法

「入札説明会参加申込書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、Eメール、郵便又は信書便により千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室あてに申し込むこと。(電話又はファクシミリによる申し込みは不可とする。)

Eメールアドレス:hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5丁目417番24

電話(043)211-8635(直通)

(オ) 注意事項

説明会当日は、本件入札説明書は配布しないので、千葉県のホームページからダウンロードして持参すること。

事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。

(カ) 説明会会場への交通

北総鉄道「印西牧の原駅」から徒歩20分程度。(車での来場は不可。)

## エ 現況調査

既存施設の状態等の現況調査を希望する場合は、「現況調査実施申込書」(別紙様式2)に必要事項を記入の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室あてに申し込むこと。(電話、ファクシミリ、郵便又は信書便による申し込みは不可とする。)

Eメールアドレス:hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

### (ア) 現況調査日時

平成21年8月24日(月)午後1時

### (イ) 申込期日

平成21年8月10日(月)～14日(金)午後5時まで

### (ウ) 注意事項

事前に申し込まずに、当日来場しても現況調査には参加できない。

## オ 汚泥等の提供

入札参加希望者が、本件事業への参入を検討するにあたって、原水及び汚泥の採取、現況調査を希望する場合、以下の手続きにより採取、調査が可能である。

### (ア) 申込期間

平成21年8月10日(月)～14日(金)午後5時まで

### (イ) 提供日時

平成21年8月25日(火) 午前9時から

※ 浄水場や排水処理施設の運転管理上の都合により、日時を変更することがある。

### (ウ) 申込方法

「汚泥等提供申込書」(別紙様式3)に必要事項を記入の上、Eメールにより千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室あてに申し込むこと。(電話、ファクシミリ、郵便又は信書便による申し込みは不可とする。)

Eメールアドレス:hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

### (エ) 提供試料

提供試料は次のとおりとする。採取方法等の詳細については、申込者に対してEメールにより連絡する。

#### a 河川原水

- (各社20リットルポリタンク1本以内)
- b 活性炭注入後、前塩素注入前原水  
(各社20リットルポリタンク2本以内)
- c 活性炭・前塩素注入後、返送水流入後原水  
(各社20リットルポリタンク2本以内)
- d 濃縮前（調整槽に入る前）の汚泥  
(各社20リットルポリタンク1本以内)
- e 濃縮後（濃縮槽引抜後）の汚泥  
(各社20リットルポリタンク数本可能)
- f 脱水後の汚泥（発生土）  
(各社土嚢袋で数袋可能)

上記以外のものを希望する場合は、相談されたい。

(オ) 費用負担等

汚泥等の試料は無料で提供するが、採取、運搬、処分等に必要な機器類の使用料等一切の費用は汚泥の提供を受ける者の負担とする。

(カ) 注意事項

県水道局から提供される汚泥等については、産業廃棄物となるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い、適正に運搬、管理及び処分すること。

浄水場や排水処理場施設の運転管理上の都合により、希望する量を提供できないことがある。

カ 質問及び回答

入札説明書等に記載している内容に対する質問事項がある場合は、質疑応答を次のとおり行う。

(ア) 質問の方法

- a 参加表明及び資格確認に関する質問については、「参加表明及び資格確認に関する質問書」（別紙様式4-1から4-3）に記入し提出すること。
- b その他の質問については、別添資料一覧に記載する資料ごとに「入札説明書等に関する質問書」（別紙様式5-1から5-7）に記入し提出すること。
- c 受付期間

平成21年8月7日（金）～8月27日（木）

d 提出方法

Eメールにより提出すること。

（ソフトはEXCEL2003〔Windows版〕対応とする。）

e 提出先

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

Eメールアドレス：hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

(イ) 回答

質問に対する回答書を、県水道局ホームページに登載すると共に閲覧に供する。

a 参加表明及び資格確認に関する質問に対する回答

県水道局ホームページの登載 平成21年9月9日（水）

閲覧期間 平成21年9月9日（水）～15日（火）

b その他の質問に対する回答

県水道局ホームページの登載 平成21年9月11日（金）

閲覧期間 平成21年9月11日（金）～15日（火）

c 閲覧日

上記の閲覧期間の内、県の休日を除く。

d 閲覧時間

午前9時から正午及び午後1時から午後5時

e 閲覧場所

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

(2) 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、参加表明書等を提出し入札参加資格の確認を受けることを要する。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 参加表明書等の受付期間、場所及び方法

(ア) 受付期間

平成21年9月14日（月）～16日（水）

午前10時～正午及び午後1時～午後5時（厳守）

(イ) 受付場所

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

(ウ) 提出方法

参加表明書等の提出は、受付場所へ持参することにより行うものとし、郵便、信書便、ファクシミリ又はEメールによる提出は認められない。

(エ) 入札参加資格の確認基準日

平成21年8月7日(金)

イ 参加表明書等は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成21年10月1日(木)までに発送する予定である。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格の確認により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

平成21年10月1日(木)～13日(火)

(ただし県の休日を除く。)

午前9時～正午及び午後1時～午後5時(厳守)

(イ) 提出方法

説明要求の書面(様式自由)を持参すること。郵便、信書便、ファクシミリ又はEメールによる提出は認められない。

(ウ) 提出場所

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

(エ) 回答

説明要求があった日を含め、県の休日を除く3日以内に回答する。

オ 入札参加資格確認後は、応募企業、応募グループの各構成員又は入札参加資格の確認を受けた協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は原則認めない。

カ 入札参加を辞退する場合

参加表明以後、入札参加者が入札(提案書の提出)を辞退する場合は、入札

辞退届（様式集の様式2）を入札執行の完了に至るまでに千葉県水道局管理部財務課経理室（千葉市花見川区幕張町5丁目417番24）に直接持参、又は郵便若しくは信書便（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。

キ 入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、入札日において、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という）は、入札に参加することはできない。

なお、入札日以降落札者の決定日までに、入札を行った者が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ク その他

（ア）参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）県水道局は、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

### （3） 入札方法等

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

ア 入札書類の提出（入札書類を持参する場合）

（ア）日時

平成21年11月5日（木）午前10時から午後2時まで

（イ）場所

千葉県水道局管理部財務課経理室

千葉市花見川区幕張町5丁目417番24

なお、入札書類のうち本件事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）については、様式集に定められた部数を提出すること（郵便又は信書便により提出する場合も同じ）。

イ 入札書類を郵便又は信書便により提出する場合

（ア）日時

平成21年11月4日（水）午後5時まで（必着）

（イ）送付先

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5丁目417番24



千葉県水道局管理部財務課経理室あて

なお、「北総浄水場排水処理施設設備更新等事業入札書類在中」と朱書きの上、郵便の場合は書留により、信書便の場合は書留に相当する方法により送付すること。

ウ 入札に当たっての留意事項

(ア) 本件入札説明書の承諾

入札参加者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集に定めるところにより作成し、入札公告に示した日時までに持参、郵便又は信書便により提出すること（電報又はファクシミリによる提出は認められない）。なお、入札書は封かんの上、提出すること。

入札書類の提出に当たっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。郵便又は信書便により提出する場合も、当該写しを入札書類に同封すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。ただし、郵便又は信書便による入札の場合は、委任状（開札に立ち会う者の委任状）を入札書類に同封すること。

なお、入札時には身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参すること。

(オ) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 予定価格

予定価格は次のとおりである。

予定価格 7, 596, 900, 000円

この予定価格には、消費税及び地方消費税を含み、物価変動率を含まない。

なお、県水道局の算定根拠は公表しない。

b 入札金額の記載

入札金額は、様式集に従って、所定の様式に記載すること。また、入札金額算定時に用いる調達金利の基準金利は、平成21年7月1日午前10時のものとする。

(ク) 入札執行回数

1回とする。

(ケ) 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

県水道局が提示した参考図書等の著作権は県水道局に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本件事業の公表その他県水道局が必要と認めるときは、県水道局は提案資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本件事業の公表以外に使用せず、一式を除いて、落札者決定後に返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c 県水道局からの提示資料の取扱い

県水道局が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

e 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(コ) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(サ) 入札保証金及び契約保証金

a 入札保証金

入札保証金は免除とする。

b 契約保証金

事業者は、契約の履行を確保するため、以下のいずれかの方法をとることとする。

(a) 契約保証金を納付する場合

事業者は、本件建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセントに相当する金額以上の契約保証金を事業契約締結時に納付すること。なお、契約保証金は、本件工事期間中（事業契約締結日から更新設備の引渡し及び既存設備の撤去の完了時までをいう。）返還しない。また、利息等の付与も行なわない。

(b) 契約保証金の納付に代える場合

次のいずれかの方法により、本件建設工事費等相当額並と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の10パーセントに相当する金額以上の金額（証券の場合は額面金額）を、本件工事期間中、提供・保証すること。

ア) 千葉県債証券の提供

イ) 利付国債証券の提供

ウ) 政府保証のある利付債券の提供

エ) 県水道局長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証の差し入れ

(c) 契約保証金を免除する場合

県水道局長が確実と認める内容の履行保証保険の付保（事業契約書（案）第73条第2項及び第3項参照。）

#### (4) 開札

##### ア 日時

平成21年11月5日(木)

午後3時(受付開始午後2時30分)

##### イ 場所

千葉県水道局入札室

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町5丁目417番24

##### ウ その他

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

##### エ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格がない者のした入札

(イ) 委任状を持参しない代理人がした入札

(ウ) 所定の日時まで所定の場所に到着しなかった郵便又は信書便による入札

(エ) 応募グループにあたっては、代表企業以外の者のした入札

(オ) 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(カ) 記名押印のない入札書による入札

(キ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

(ク) 入札参加者及びその代理人のした2以上の入札

(ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (5) 落札者決定・公表

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成21年12月を目途に県水道局のホームページにて公表する。

#### (6) 基本協定の締結

落札者は、落札決定後、県水道局とすみやかに基本協定を締結しなければならない。

## (7) 事業契約締結

事業者は、平成22年3月末までに県水道局と事業契約を締結しなければならない。

## 4 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「資格審査」と事業提案審査」の2段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者選定基準を参照のこと。

### (1) 委員会

審査は、「千葉県水道局北総浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会」（平成20年9月1日設置。以下「委員会」という。）が落札者選定基準に基づき行う。

[委員会の構成]

委員長	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科 教授
副委員長	前田 博	西村あさひ法律事務所 弁護士
委員	松本 幹治	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
委員	長岡 裕	東京都市大学工学部都市工学科 教授
委員	小高 正光	千葉県水道局 技術部長

(平成21年3月まで)

土田 幸雄 同上

(平成21年4月から)

### (2) 落札者の決定及び公表

#### ア 落札者の決定

県水道局は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

#### イ 結果及び評価の公表

県水道局は、委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、県水道局のホームページ等で公表する。

## 5 契約に関する基本的な考え方

### (1) 基本協定の締結

県水道局は落札者と基本協定を締結する。

また、落札者が事業契約を締結しない場合、落札金額の範囲内で、定量化審査の得点の高いものから順に契約交渉を行うことがある。（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）

## (2) 特別目的会社の設立等

### ア 出資の条件等

本件事業に係る審査及び選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定める株式会社として、本件事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。

この場合、県水道局は、落札者と設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPCと特定事業契約を締結する。

なお、応募企業及び応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、応募企業及び応募グループの構成員の出資比率は全体の50%を超えるものとする。また、応募グループの代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとする。

また、すべての出資者は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県水道局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

### イ 有資格者の配置等

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者は特別目的会社の専属の従業員とし、特別目的会社に常駐するものとする。

(イ) 電気主任技術者を置くこと。また、自家用電気工作物保安規程を定めること。

(ウ) 工事監理者が所属する企業が建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

## (3) 事業契約の締結

事業者は、事業契約締結までに第2章3(3)ウ(サ)bに記載の契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、事業契約締結日までに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をし、千葉県を相手方として、事業契約を締結しなければならない。なお、本件事業については、事業契約締結のための千葉県議会の議決を要しない。

### ア 事業契約書の内容変更

事業者との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び県水道局の弁護士費用は除く）は、事業者の負担とする。

ウ 事業者の事業契約上の地位

県水道局の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

エ その他

事業者は、事業契約締結までに提案書に記載した搬出・運搬単価及び再生利用単価についての詳細な積算根拠を県水道局に提出すること。

### 第3章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、県水道局と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。



## 第4章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上、税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、事業者による県水道局所有財産の無償使用がある。

### 2 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し県水道局は事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとする。

なお、本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、県水道局として補助金、出資等の支援は行わない。

## 第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 生活環境影響調査

本件事業における施設整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となる。事業者は本件の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本件事業は環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはならない。

### 2 県水道局と金融機関との協議

本件事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について事業者は資金提供を行う金融機関と県水道局で協議を行うことがある。

### 3 入札説明書に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

千葉県水道局技術部計画課施設維持整備室

電話 043-211-8635 (直通)

Eメール hokusoupfi@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/index.html>

○ 別添資料一覧

- 資料 1 様式集及び記述要領
- 資料 2 業務要求水準書
- 資料 3 落札者選定基準
- 資料 4 事業契約書 (案)
- 資料 5 基本協定書 (案)

○ Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masayuki Shigeta, Commissioner of Chiba Prefectural Waterworks Bureau
- (2) Subject matter of the contract: PFI based design, construction, operation and maintenance of the sludge treatment facility in Hokusou Water Purification Plant
- (3) Contract Period: From the date of contract to 31 March, 2031
- (4) Time limit of application for tendering: 5:00 P.M., 16 September, 2009
- (5) Time limit of the submission of tenders: 2:00 P.M., 5 November, 2009 (tenders submitted by mail 5:00 P.M., 4 November, 2009)
- (6) Contact point for the notice: Finance Division, Administration Department, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 5-417-24 Makuhari-cho, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589